## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第９３号**
山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝5209番地30
債務者　鬼塚　洋子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２６年（フ）第２３９号**
静岡県富士市中里338番地の１　ルミエール中里208号、住民票上の住所静岡県富士市中之郷3646番地の10
債務者　清水　真人
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２６年（フ）第２８３号**
盛岡市上田４丁目11番10―202号、居所岩手県岩手郡雫石町高倉温泉
債務者　中村　洋介
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２６年（フ）第３３号**
岩手県九戸郡洋野町種市第25地割28番地１町営住宅緑ヶ丘団地Ｊ棟19号
債務者　高橋　尚子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２６年（フ）第３４号**
岩手県九戸郡洋野町種市第25地割28番地１町営住宅緑ヶ丘団地Ｉ棟18号
債務者　大湊　保宏
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２６年（フ）第２３０号**
静岡県富士市瓜島町39番地ヴィラ弥生203号
債務者　小林　茂雄
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２６年（フ）第２３１号**
静岡県富士市瓜島町39番地ヴィラ弥生203号
債務者　小林　香織
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２６年（フ）第２９６号**
愛知県一宮市八幡５丁目１番99―802号　県営一宮八幡住宅
債務者　松本　幸也
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第４７９９号**
大阪府豊中市千里園２丁目８番53号
債務者　石塚　嘉夫
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４８６７号**
大阪府東大阪市吉田本町１丁目11番16号
債務者　松下　里香（旧姓三牧）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４９１７号**
大阪市大正区小林西２丁目２番４号　寄川マンション302号、前住所大阪市大正区泉尾３丁目20番21号
債務者　山本　友子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５０６７号**
大阪府茨木市豊川５丁目１番１―205号
債務者　山口　泉美
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５１２４号**
大阪府茨木市南安威２丁目８番12―103号
債務者　福本　好子（旧姓坂枝）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５１８５号**
大阪市淀川区塚本４丁目１番７―403号
債務者　長藤かおり
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５１９５号**
大阪府高槻市奈佐原１丁目１番403―101号、前住所大阪府寝屋川市梅が丘１丁目16番13―401号
債務者　小澤　達也
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５２３７号**
大阪市平野区瓜破西１丁目７番16―605号
債務者　小笠原久美子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５２７３号**
大阪府八尾市旭ケ丘４丁目24番地　シャルル・コート・ラペ210号
債務者　岡山　道子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部